

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	計画変更勧告遵守命令	環 No. 6
----------	------------	---------

根拠法令及び条項		騒音規制法第 12 条第 2 項
処分基準	関係条項	騒音規制法第 9 条及び第 12 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、第 9 条の規定（2 参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定（3 参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 2 第 9 条の規定 市町村長は、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 3 第 12 条第 1 項の規定 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 21 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		勧告に従わない者への騒音の防止の方法の改善等の命令	環 No. 9
----------	--	---------------------------	---------

根拠法令及び条項		騒音規制法第 1 5 条第 2 項	
処分基準	関係条項	騒音規制法第 1 5 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市町村長は、前項の規定（2 参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。 2 第 1 5 条第 1 項の規定 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	計画変更勧告遵守命令	環 No. 1 6
----------	------------	-----------

根拠法令及び条項		振動規制法第 1 2 条第 2 項
処分基準	関係条項	振動規制法第 9 条及び第 1 2 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市町村長は、第 9 条の規定（2 参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定（3 参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。 2 第 9 条の規定 市町村長は、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 3 0 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 3 第 1 2 条第 1 項の規定 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		勧告に従わない者への振動の防止の方法の改善等の命令	環 No. 1 9
----------	--	---------------------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	振動規制法第 1 5 条第 2 項	
	関係条項	騒音規制法第 1 5 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市町村長は、前項の規定（2 参照）による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。	
		2 第 1 5 条第 1 項の規定 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。	
参考事項			
設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	計画変更勧告等遵守等命令	環 No. 3 5
----------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		栃木県生活環境の保全等に関する条例第 3 4 条第 2 項
処分基準	関係条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例第 2 9 条及び第 3 4 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、第 2 9 条の規定（2 参照）による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は前項の規定（3 参照）による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めてこれらの勧告に従うべきことを命じ、又はこれらの勧告に係る特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。 2 第 2 9 条の規定 知事は、第 2 5 条第 1 項又は第 2 7 条第 1 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定工場等において発生する騒音等の濃度等が規制基準に適合しないことにより当該特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該届出を受理した日から 3 0 日以内に限り、当該届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置又は公害の防止の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 3 第 3 4 条第 1 項の規定 知事は、騒音等に係る特定工場等において発生する騒音等の濃度等が規制基準に適合しないことにより当該特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置を変更し、又は公害の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	拡声機の使用制限等違反者への措置勧告遵守命令	環 No. 3 6
----------	------------------------	-----------

根拠法令及び条項		栃木県生活環境の保全等に関する条例第 3 5 条第 2 項
処分基準	関係条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例第 3 0 条から第 3 2 条まで及び第 3 5 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、前項の規定（2 参照）による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 2 第 3 5 条第 1 項の規定 知事は、第 3 0 条から第 3 2 条までの規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 （参照条文） （拡声機の使用の制限） 第 3 0 条 商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の音量、使用時間及び使用方法に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。 2 何人も、航空機（航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 項に規定する航空機をいう。）から拡声機を使用して商業宣伝を行ってはならない。 （飲食店等営業の騒音の制限） 第 3 1 条 飲食店、娯楽場その他の営業であって規則で定めるもの（以下「飲食店等営業」という。）を営む者は、当該営業を営む場所において、午後十時から翌日の午前六時までの間は、規則で定める基準を超えて騒音を発生させてはならない。 （深夜における音響機器の使用の禁止） 第 3 2 条 深夜における騒音の防止を図る必要がある地域として知事が指定する地域内において飲食店等営業のうち規則で定めるものを営む者は、当該営業を営む場所において、午後 1 1 時から翌日の午前 6 時までの間は、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を営む場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	特定建設作業に伴う騒音等の防止の方法の改善等勧告遵守命令	環 No. 4 0
----------	------------------------------	-----------

根拠法令及び条項		栃木県生活環境の保全等に関する条例第 3 8 条第 2 項
処分基準	関係条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例第 3 8 条第 1 項 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 2 9 条、別表第 7 及び別表第 8
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 知事は、前項の規定(2 参照)による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 2 第 3 8 条第 1 項の規定 知事は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準(3 参照)に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 3 規則で定める基準 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 2 9 条、別表第 7 及び別表第 8 のとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	安全基準に適合しない土砂等の使用者への撤去等の命令	環 No. 5 3
----------	---------------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第 1 8 条
処分基準	関係条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第 1 7 条第 1 項並びに
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、土砂等の埋立て等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (1) 当該土砂等を当該特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。） (2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をする 것을要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更（※県からの権限移譲による改正） 令和 7 年 1 0 月 1 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	安全基準に適合しない土砂等の使用者への撤去等の命令	環 No. 5 3
----------	---------------------------	-----------

(裏面)

処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)	
------	---------------------	--

(様式 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	届出をしないで土砂等の搬入等をした者への罰金処分	環 No. 5 6
----------	--------------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 6 条
処分基準	関係条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 8 条又は第 9 条第 1 項、第 11 条第 1 項から 2 項、第 12 条第 1 項から第 3 項まで及び第 22 条第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第 8 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者 (2) 第 8 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者 (3) 第 11 条第 1 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (4) 第 11 条第 2 項又は第 12 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (5) 第 12 条第 1 項の規定による検査を行わず、又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (6) 第 22 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 (7) 第 22 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
	参考事項	
	設定等年月日	平成 21 年 3 月 1 日設定 令和 7 年 10 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		行為者に対する責任としての法人等への罰金処分	環 No. 5 8
----------	--	------------------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第 2 9 条		
	関係条項	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第 2 6 条から第 2 8 条まで		
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		措置命令に従わない者への罰金処分	環 No. 5 9
----------	--	------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第 2 1 条	
処分基準	関係条項	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第 9 条及び第 1 6 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第 9 条の規定 (2 参照) に違反し、第 1 6 条 (3 参照) の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5 万円以下の罰金に処する。 2 第 9 条の規定 市民等は、みだりに空き缶等及びごみを公共施設等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所 (以下「他人が管理する場所」という。) に捨ててはならない。 3 第 1 6 条の規定 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		行為者に対する責任としての法人等への罰金処分	環 No. 6 0
----------	--	------------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第 2 2 条	
処分基準	関係条項	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第 9 条、第 1 6 条及び第 2 1 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条（2 参照）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。 2 第 2 1 条の規定 第 9 条の規定（3 参照）に違反し、第 1 6 条（4 参照）の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5 万円以下の罰金に処する。 3 第 9 条の規定 市民等は、みだりに空き缶等及びごみを公共施設等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所（以下「他人が管理する場所」という。）に捨ててはならない。 4 第 1 6 条の規定 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	措置命令に従わない者への過料処分	環 No. 6 1
----------	------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第 2 3 条
処分基準	関係条項	鹿沼市きれいなまちづくり推進条例第 1 0 条から第 1 4 条まで及び第 1 6 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第 1 0 条から第 1 4 条までの規定 (2 参照) に違反し、第 1 6 条 (2 参照) の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5 万円以下の過料に処する。 2 参照条文 (回収容器の設置、管理等) 第 1 0 条 自動販売機 (事業所等に設置されている自動販売機で、特定の者が利用するものを除く。) を使用して飲食物を販売する者は、当該販売行為に伴い生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう回収するための容器を設置し、適正に管理しなければならない。 (空き地の管理) 第 1 1 条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯葉、投棄された空き缶等又はごみを放置して周辺の生活環境を損ない、かつ、近隣住民に危害や迷惑を及ぼす危険な状態にならないよう常に空き地の適正な管理をしなければならない。 (飼い犬等の管理) 第 1 2 条 犬、猫その他の愛がん動物 (以下「飼い犬等」という。) の所有者又は管理者 (以下「飼い主」という。) は、公共施設等及び他人が管理する場所に飼い犬等のふんを放置してはならない。 2 飼い主は、他人に危害を与えるような方法により、飼い犬等を放し飼いにしてはならない。 (屋外広告物の掲示の禁止) 第 1 3 条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、当該管理者の許可を受けずに屋外広告物を掲示してはならない。 (落書きの禁止) 第 1 4 条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、落書きをしてはならない。 (措置命令) 第 1 6 条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境保全課

許認可等の内容	特定土採取事業の許可	環 No. 77
---------	------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 8 条第 1 項
審査基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 8 条第 3 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項 鹿沼市土採取事業規制条例施行規則第 6 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 特定土採取事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可（以下「当初許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （1）氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） （2）土の採取に関する計画 3 前項第 2 号の土の採取に関する計画（以下「土採取計画」という。）には、規則で定める設計基準に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。 （1）特定土採取事業の目的 （2）特定土採取場の区域 （3）採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間 （4）特定土採取事業の方法及び特定土採取事業のための設備に関する事項 （5）特定土採取事業による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項 （6）特定土採取場の跡地の緑化計画等及び環境保全に関する事項 （7）採取した土の搬出方法に関する事項 （8）特定土採取事業の委託を受けた者及び現場責任者の氏名 （9）採取した土の搬出先の状況に関する事項 4 特定土採取業者は、第 2 項又は第 12 条第 2 項の規定による申請書の提出に当たって、規則で定めるところにより、当該申請書に係る特定土採取場の土地の所有者及び当該特定土採取場に隣接する土地の所有者（以下「隣接者」という。）の当該特定土採取事業に対する同意を得たことを証明する書面を添付しなければならない。ただし、相当の努力をしたにもかかわらず、当該隣接者から同意が得られず、かつ、その理由が明らかに合理性を欠いていると市長が認めるときは、理由書をもって代えることができる。 5 前項に定めるもののほか、第 2 項の申請書には、特定土採取事業の内容を把握するための書類であって規則で定めるものを添付しなければならない。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境保全課

許認可等の内容	特定土採取事業の許可	環 No. 77
---------	------------	----------

	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 3 0 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表第1（第7条関係）

特定土採取事業に係る設計基準

1 掘削工法

- (1) 工法は、平地を掘削する場合にあっては別図第1、斜面を掘削する場合にあっては別図第2に示すところによるものとする。この場合において、掘削又は切土における標準勾配は、次に掲げる土地の地目に応じ、それぞれ次に定める角度（以下「保安角度」という。）以内に保つこと。

ア 山林及び原野 75度

イ 山林及び原野以外のもの 45度

- (2) 災害の発生による危険を防止するため隣接地との境界から掘削をする場所までに必要な距離（以下「保安距離」という。）として、1メートル以上の距離を確保すること。ただし、当該掘削をする場所が道路等の公共物件、家屋等に隣接する場合は、保安距離として、2メートル以上の距離を確保することとし、かつ、当該家屋等の基礎部分から5メートル以上の距離を確保すること。

- (3) 掘削の深さは、平地を掘削する場合は、掘削する前の地表面から5メートルを限度とし、斜面を掘削する場合は、掘削する場所の周辺の土地の最も低い部分よりも低くしないこと。ただし、平地を掘削する場合において、5メートルを超えても採取する土が確認されるときは、10メートルを掘削の深さの限度とする。

- (4) 前号の規定にかかわらず、地下水が湧出し、付近の地下水脈に悪影響を及ぼすおそれがあるときは、それ以上掘削しないこと。

2 災害防止対策

(1) 崩壊防止対策

ア 現場責任者は、常時、地山の亀裂、陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を監視するとともに、計画的な土の採取に努めること。

イ 作業終了時に、落石又は倒木のおそれのある浮石、立木等がある場合には、直ちにこれらを除去すること。

ウ 気象状況等には常に留意し、危険箇所に対し適切な安全対策をとることができる体制を整備すること。

(2) 土砂流出対策

ア 土の採取中に土砂が流出するおそれがある場合には、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土のう積み、土盛堤、柵等の仮設工を行うこと。

イ 特定土採取事業の完了後においても土砂が流出するおそれがある場合には、擁壁、えん堤その他これらに代わり得る施設を築造し、土砂の流出を防止するための対策を行うこと。

(3) 排水対策

ア 土の採取中に表面水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、法肩に接する地山に、法肩に沿って素掘溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流入しないように処置すること。

イ 次号ア（ア）ただし書の規定による埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をする場合は、法肩線又は水平面に集排水施設を、法面に縦水溝又は斜水溝を、法面と水平面との接合点に集水桝等を設置することその他円滑な排水をするために必要な処置をとること。

ウ 湧水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、水抜きのための水平孔、地下排水溝等の施設を設置し、湧水を排除する措置をとること。

エ 湧水及びウの規定により設置した施設が、周辺の土地に害を及ぼさないよう必要な処置をとること。

オ 平地掘削の跡地に雨水、湧水等によって水が貯留し、当該跡地への転落による事故が発生するおそれがある場合には、速やかに排水ポンプを設置し、貯留した水を除去する処置をとること。ただし、付近に放流先がないこと等により貯留した水のくみ上げが困難な場合は、看板の設置その他事故の発生を防止するための措置をもって排水ポンプの設置に代えることができる。

(4) 特定土採取事業の完了又は廃止の後の対策

ア 平地の場合

(ア) 特定土採取場の跡地の処理は、埋戻しによるものとし、埋戻しに際しては、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成11年鹿沼市条例第24号）第3条の2に規定する安全基準を遵守すること。ただし、埋戻しによらなくとも、災害発生の防止等を図ることができる場合は、埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をすることができる。

(イ) 埋戻しは、掘削を完了した区域ごとに速やかに行うこと。

(ウ) 埋戻しを行わない特定土採取場の跡地については、有刺鉄線、危険防止柵等の設置その他の危険を防止するために必要な措置を講ずること。この場合において、当該跡地の法面は、高さ5メートルごとに、地目が山林又は原野にあって

は幅 2 メートル以上、地目がそれ以外のものにあつては幅 1 メートル以上の水平面を、それぞれ設けるとともに、保安角度を保つこと。

イ 斜面の場合

特定土採取事業を完了し、又は廃止したときは、土砂の崩壊、流出等を防止し、及び生活環境の保全を図るため、法面に保護工を施工しなければならない。この場合において、粉じんの発生を防止するために必要な措置をとること。

(5) その他

特定土採取場の跡地の利用に当たっては、周辺の環境との調和に配慮し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物及びこれに類するものの搬入又は投棄をしないこと。

3 公害防止及び保安対策

- (1) 特定土採取場の標識及び危険防止等の看板は、周辺の住民等が見やすい箇所に設置し、危険の防止について十分な効果を有するものとする。
- (2) 特定土採取場は、関係者以外の者の立入りを禁じ、その周囲をネット柵、とたん堀、板堀等により囲い、かつ、出入口には扉を設け、及び看板を掲げること。
- (3) 特定土採取事業の始業時間は午前 7 時、終業時間は午後 6 時とする。この場合において、作業中の騒音について隣接者、住民等から苦情があつたときは、騒音を防止するために必要な措置をとること。
- (4) 特定土採取場からの粉じん、運搬路から生ずるほこり等が周辺の生活環境を害することがないように散水、防じん材の散布、運搬車両の洗車場の設置等の適切な措置をとること。

4 交通対策

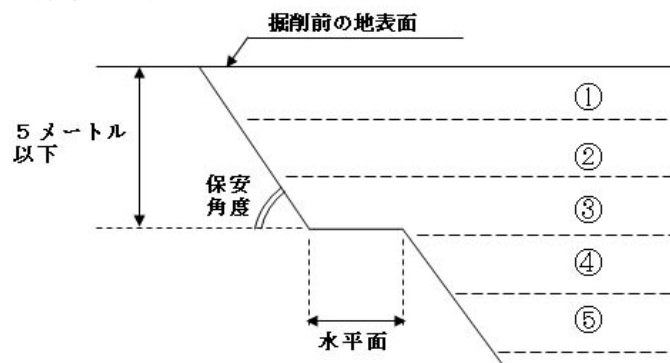
- (1) 運搬車両の公道への出入口等において、交通に支障があるときは、交通整理員の配置、安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置をとること。この場合において、通学路等については、特に児童の安全を確保するために必要な措置をとること。
- (2) 土を運搬車両に積み込む際には、最大積載量を超えないように留意するとともに、必要に応じて、運搬する土をシートで覆うこと等の粉じんの飛散を防止するための措置をとること。
- (3) 路面を汚損した場合には速やかに清掃し、路面を破損した場合には直ちに復旧すること。

5 緑化計画等

- (1) 景観その他の見地から保存が必要な樹林については、できる限りその全部又は一部の保存を図るものとする。
- (2) 特定土採取場の跡地の法面については、原則として、緑化を図ることとし、周辺の状況及び特定土採取事業の着手前の状態を考慮し、次号から第5号までに定める植草又は植樹を行うものとする。
- (3) 土の採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植草及び植樹を行うことにより、緑地の復元を図るものとする。
- (4) 前号の場合以外の場合には、植草又は種子吹付けを行うものとする。
- (5) 特定土採取場の跡地の法面は、原則として、植草及び植樹により保護すること。

別図第1

平地における土採取の工法



備考

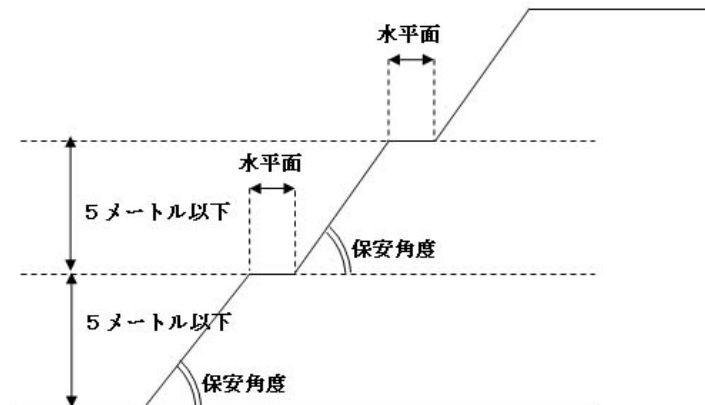
- 1 ○数字は、掘削の順番を示す。
- 2 水平面の幅は、地目が山林及び原野にあっては幅2メートル以上、それ以外のものにあっては幅1メートル以上とすること。

別図第2

(1) 斜面における土採取の工法

階段式工法	傾斜式工法	平面式工法

(2) 斜面掘削の最終法面



備考

- 1 ○数字は、掘削の順番を示す。
- 2 水平面の幅は、地目が山林及び原野にあっては幅2メートル以上、それ以外のものにあっては幅1メートル以上とすること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境保全課

許認可等の内容		特定土採取事業の変更の許可等	環 No. 78
---------	--	----------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 1 2 条第 1 項	
審査基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 1 2 条第 3 項において準用する同条例第 1 0 条第 1 項及び第 2 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第12条 許可業者は、当初許可に係る特定土採取事業を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする許可業者は、規則で定めるところにより、当該特定土採取事業について、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 許可の年月日及び許可番号 (2) 変更の内容 (3) 変更の理由 (4) 変更の年月日 3 第 7 条及び前 2 条の規定は、変更許可について準用する。 4 許可業者は、第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		許可土採取計画の変更命令	環 No. 81
----------	--	--------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 1 5 条	
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 9 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、特定土採取事業が第 1 0 条第 1 項各号 (2 参照) のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、許可業者に対し、当該許可土採取計画を変更すべきことを命ずることができる。 2 第 1 0 条第 1 項各号の規定 (1) 当該特定土採取事業に伴い災害又は事故が発生するおそれがあると認められるとき。 (2) 土採取計画の内容が、当該特定土採取事業に伴う災害若しくは事故の発生又は生活環境の著しい悪化を防止するために十分なものでないとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該特定土採取事業が他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認められるとき。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	停止命令等	環 No. 82
----------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 1 7 条第 1 項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等により、災害又は事故が発生するおそれがあると認めるときは、許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は災害若しくは事故の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。 2 市長は、特定土採取業者が当初許可を受けず、又は許可業者が変更許可若しくは第 24 条第 1 項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているときは、当該特定土採取業者又は許可業者に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。 3 前項の規定は、許可業者が偽りその他不正の手段により当初許可、変更許可又は第 24 条第 1 項の許可を受けて特定土採取事業を行っている場合について準用する。 4 市長は、許可業者等が第 11 条（第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の許可の条件に違反して特定土採取事業を行っているときは、当該許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は必要な是正措置を命ずることができる。 5 市長は、許可業者等が許可土採取計画に適合しない特定土採取事業を行っているとき認めるときは、当該許可業者等に対し、必要な是正措置を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		無許可の特定土採取事業事業の停止等の命令	環 No. 83
----------	--	----------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 1 7 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）	
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 8 条第 1 項、第 1 2 条第 1 項及び第 2 4 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	2 市長は、特定土採取業者が当初許可を受けず、又は許可業者が変更許可若しくは第 24 条第 1 項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているときは、当該特定土採取業者又は許可業者に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	許可条件に違反している特定土採取事業の停止等の命令	環 84
----------	---------------------------	------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 1 7 条第 4 項
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 1 1 条第 1 項及び第 1 2 条第 3 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、許可業者等が第 1 1 (2 参照) (第 1 2 条第 3 項において準用する場合を含む。) の許可の条件に違反して特定土採取事業を行っているときは、当該許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は必要な是正措置を命ずることができる。 2 第 1 0 条の規定 市長は、市民の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	許可土採取計画に適合しない特定土採取事業の是正措置命令	環 85
----------	-----------------------------	------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 1 7 条第 5 項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、許可業者等が許可土採取計画に適合しない特定土採取事業を行っている認めるときは、当該許可業者等に対し、必要な是正措置を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		許可の取消し	環 86
----------	--	--------	------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 1 8 条	
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 1 0 条第 1 項、第 1 6 条、第 1 7 条及び第 2 7 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、許可業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その当初許可又は変更許可を取り消すことができる。 (1) 第16条の規定による命令に違反したとき。 (2) 前条各項の規定による命令に違反したとき。 (3) 第 27 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	完了後の特定土採取事業が許可土採取計画に適合しない場合の是正措置命令	環 88
----------	------------------------------------	------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 2 0 条第 1 項
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 1 9 条第 1 項及び第 2 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、前条第 2 項の規定による確認に係る特定土採取事業が許可土採取計画に適合しないと認めるときは、当該許可業者に対し、必要な是正措置を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	完了後の特定土採取事業に係る土採取場の跡地の災害の発生を防止するための是正措置命令	環 89
----------	---	------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 2 0 条第 2 項
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 1 9 条第 1 項及び第 2 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、前項の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定による確認を受けた特定土採取事業に係る特定土採取場の跡地について、当該特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、許可業者に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	無許可の特定土採取事業事の停止命令に違反した者に対する罰則	環 92
----------	-------------------------------	------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 3 1 条
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 1 7 条第 2 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第 1 7 条第 2 項の規定による停止の命令に違反した者は、6 月以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	行為者に対する責任としての法人等への罰金処分	環 93
----------	------------------------	------

根拠法令及び条項		鹿沼市土採取事業規制条例第 3 2 条
処分基準	関係条項	鹿沼市土採取事業規制条例第 3 1 条及び第 1 7 条第 2 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	浄化槽清掃業の許可	環 No. 94
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		浄化槽法第35条第1項
審査基準	関係条項	浄化槽法第36条 環境省関係浄化槽法施行規則第11条 浄化槽清掃業許可取扱い要領
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準(2参照)に適合するものであること。 (2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	浄化槽清掃業の許可	環 No. 94
---------	-----------	----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの 2 環境省令で定める技術上の基準 法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。 3 浄化槽清掃業許可取扱い要領 浄化槽清掃業許可取扱い要領については、<u>別紙</u>のとおり
------	---------------------	---

浄化槽清掃業許可取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び鹿沼市浄化槽の清掃業に関する条例（平成13年条例第20号）並びに鹿沼市浄化槽の清掃業に関する条例施行規則（平成13年規則第12号。以下「規則」という。）の規定に基づく浄化槽清掃業の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 法令に定めがあるもののほか、許可の基準は次のとおりとする。

(1) 資格基準

- ア 申請者は、市内に住所又は事業所若しくは営業所を有する者であること。
- イ 許可を更新する場合は、規則第8条の規定に基づく報告がなされていること。

(2) 車両基準

- ア 浄化槽清掃業務に使用する車両（以下「車両」という。）はバキューム式の汚泥収集運搬車とする。
- イ 車両は、汚泥が飛散し、若しくは流失し又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ウ 車両は、1台につき自動車保険普通保険約款による保険金額5,000万円以上の自動車保険に加入していること。

(3) 設備基準

- ア 車庫は、他の施設と明瞭に区分され、運行前の点検及び清掃等に支障のない面積を有するとともに、周囲を閉鎖し得るものであること。
- イ 洗車設備は、洗車及び汚水の処理が可能であり、周囲に迷惑を及ぼさないものであること。

(許可の申請)

第3条 許可を受けようとする者は、業務開始日の30日前までに、浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出すること。

(許可条件)

第4条 許可をする場合は、次の条件を付する。

- (1) 許可を受けた日から1か月以内に、事業所及び清掃運搬車両に許可番号及び業者名を表示すること。
- (2) 清掃運搬の作業にあたっては、安全の確保に十分留意すること。
- (3) 従業員に対する安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確立すること。
- (4) 作業実施時には身分証明書を提示すること。また浄化槽管理者が不在の時は、作業実施済の通知をすること。
- (5) 清掃の記録は、保守点検業者へ必ず送付すること。
- (6) 浄化槽管理者と浄化槽清掃業務委託契約を締結すること。
- (7) 浄化槽の汚泥を本市のし尿処理施設へ搬入しようとするときは、あらかじめ当該施設の長へ搬入計画を提出し、協議の上その指示に従うこと。
- (8) 清掃手数料は、鹿沼市が実施していた時の料金を超えないものであること。
- (9) 浄化槽清掃を業として行うことのできる区域は、鹿沼市の行政区域であること。

(許可証の交付)

第5条 許可の通知は、浄化槽清掃業許可証を交付することにより行う。また、許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書を市長に提出すること。

(変更の許可の申請手続)

第6条 許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）が、許可事項の変更をする場合は、浄化槽清掃業許可事項変更申請書を市長に提出すること。

(業務の廃止又は休止届)

第7条 許可業者が、浄化槽清掃業務を廃止し、又は業務の全部若しくは一部を休止しようとする時は、浄化槽清掃業廃止・休止届を市長に提出すること。

(許可の取消し等)

第8条 許可を取消し、又は業務の全部若しくは一部を停止するときは、浄化槽清掃業許可取消書又は浄化槽清掃業業務停止命令書により行う。また、次の要件に該当するときに許可の取消し等を行う。

- (1) 浄化槽の清掃の事業の用に供する施設、許可業者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 法第12条第2項に基づく、知事の許可業者に対する浄化槽清掃についての改善措置命令に違反したとき。
- (3) 不正な手段により浄化槽清掃業の許可を受けたとき。
- (4) 浄化槽清掃業の許可の基準、法第36条第2号のイからニ又はへからチまでのいずれかの不適格要件に該当することとなったとき。
- (5) 浄化槽清掃業の許可申請の際、提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったにもかかわらず、期限内に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (6) 浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があるため、市長が許可業者に対して行った指示に従わず、情状特に重いとき。

(報告)

第9条 許可業者は、毎月10日までに前月の業務実績を浄化槽清掃業務実績報告書により市長に報告すること。

附 則

- 1 この要領は、平成13年7月1日から施行する。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 資源循環課

不利益処分の内容		浄化槽清掃業者への浄化槽の清掃についての指示	環 No. 97
----------	--	------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項		浄化槽法第 4 1 条第 1 項	
	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)		1 市長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。	
	参考事項			
	設定等年月日		平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 資源循環課

不利益処分の内容	浄化槽清掃業の許可取消し又は事業の停止命令	環 No. 98
----------	-----------------------	----------

根拠法令及び条項		浄化槽法第41条第2項
処分基準	関係条項	浄化槽法第12条第2項、第35条第1項、第36条第2号イ、ハ及びホからヌまで並びに第37条 環境省関係浄化槽法施行規則第11条 浄化槽清掃業許可取扱い要領
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準（2参照）に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 第12条第2項の命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなったとき。 (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。 2 環境省令で定める技術上の基準 法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。 2 浄化槽清掃業許可取扱い要領 (許可の取消し等) 第8条 許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止するときは、浄化槽清掃業許可取消書又は浄化槽清掃業業務停止命令書により行う。また、次の要件に該当するときに許可の取消し等を行う。 (1) 浄化槽の清掃の事業の用に供する施設、許可業者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合しなくなったとき。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※浄化槽法の改正に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 資源循環課

不利益処分の内容	浄化槽清掃業の許可取消し又は事業の停止命令	環 No. 98
----------	-----------------------	----------

(裏面)

処分基準	基準 (未設定の場合はその理由) 参考事項 設定等年月日	(2) 法第 12 条第 2 項に基づく、知事の許可業者に対する浄化槽清掃についての改善措置命令に違反したとき。 (3) 不正な手段により浄化槽清掃業の許可を受けたとき。 (4) 浄化槽清掃業の許可の基準、法第 36 条第 2 号のイからニ又はへからヌまでのいずれかの不適格要件に該当することとなったとき。 (5) 浄化槽清掃業の許可申請の際、提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったにもかかわらず、期限内に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (6) 浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があるため、市長が許可業者に対して行った指示に従わず、情状特に重いとき。
------	---------------------------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容		一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	--	-------------------	----------

根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	
審査基準	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6及び第4条の7 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第1項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条第1項 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第4条第1項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、一般廃棄物の収集業又は運搬業の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可をしてはならない (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準(2参照)に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 二 この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(3参照)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (裏面1へ)	
	参考事項	廃棄物処理法の解説	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※法律の改正に伴う整理) 令和 7年10月 1日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	-------------------	----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。) ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(4参照)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(4参照)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの (裏面2へ)
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	-------------------	----------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人(4参照)のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル 個人で政令で定める使用人(4参照)のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの 2 環境省令で定める基準 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 施設に係る基準 イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 (2) 申請者の能力に係る基準 イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 3 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第7条第5項第4号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 (1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号) (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号) (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) (5) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号) (6) 振動規制法(昭和51年法律第64号) (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号) (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 4 政令で定める使用人 法第7条第5項第4号ヘ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所) (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの (裏面 3へ)
------	---------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	-------------------	----------

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の許可	環 No. 99
---------	-------------------	----------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	5 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱 (審査基準) 第 4 条 条例第 12 条第 1 項及び第 3 項の申請があったときに行う審査の基準は、法に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 申請者は、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であること。ただし、第 2 条第 3 項若しくは第 4 項に規定する者、又は鹿沼市外一般廃棄物の市内処分に関する事前協議要綱（平成 15 年告示第 189 号。以下「事前協議要綱」という。）に基づく一般廃棄物を運搬する者であって、本市の区域内で当該一般廃棄物の荷卸しのみを行おうとするものにあつては、この限りでない。 (2) 収集運搬業において、当該収集運搬の業に用いるすべての車両について、対人賠償金額が 5,000 万円以上の自動車保険に加入していること。 (3) 収集運搬業において、汚水処理を適正に行える洗車設備を備え、又は同等の機能を有する洗車場と許可を申請する期間について使用契約を締結していること。
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の許可	環 No. 100
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項
審査基準	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号及び第 10 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 6 及び第 4 条の 7 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 12 条第 3 項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 10 条第 1 項 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第 4 条第 1 項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の処分業の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準(2 参照)に適合するものであること。 (4) 申請者が第 5 項第 4 号イからヌまで(3 参照)のいずれにも該当しないこと。 2 環境省令で定める基準 法第 7 条第 10 項第 3 号(法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 (裏面 1 へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 21 年 3 月 1 日設定 平成 25 年 3 月 1 日変更(※法律の改正に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 20 日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 21 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の許可	環 No. 100
---------	--------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	イ 施設に係る基準 (イ) 浄化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (ロ) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (ハ) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (イ) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。 (ロ) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (イ) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (イ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。 (ロ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。 3 第7条第5項第4号の規定 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（4参照）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
------	---------------------	---

(裏面2へ)

(裏面2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の許可	環 No. 100
---------	--------------	-----------

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。) ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(5参照)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(5参照)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの」 (裏面3へ)
------	-----------------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の許可	環 No. 100
---------	--------------	-----------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	リ 法人でその役員又は政令で定める使用人（５参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの ヌ 個人で政令で定める使用人（５参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの 4 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第 7 条第 5 項第 4 号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 (1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号） (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号） (4) 水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号） (5) 悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号） (6) 振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号） (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 1 0 8 号） (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 5 政令で定める使用人 法第 7 条第 5 項第 4 号へ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの 6 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第 4 条第 1 項 (審査基準) 第 4 条 条例第 1 2 条第 1 項及び第 3 項の申請があつたときに行う審査の基準は、法に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 申請者は、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であること。ただし、第 2 条第 3 項若しくは第 4 項に規定する者、又は鹿沼市外一般廃棄物の市内処分に関する事前協議要綱（平成 1 5 年告示第 1 8 9 号。以下「事前協議要綱」という。）に基づく一般廃棄物を運搬する者であつて、本市の区域内で当該一般廃棄物の荷卸しのみを行おうとするものにあつては、この限りでない。
------	---------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業範囲の変更の許可	環 No. 101
---------	---------------------------	-----------

根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項
審査基準	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第2項において準用する第7条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6及び第4条の7 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第1項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第11条第1項 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第4条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、一般廃棄物の収集業又は運搬業の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業の範囲の変更の許可をしてはならない (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準(2参照)に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(3参照)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (裏面1へ)
	参考事項	廃棄物処理法の解説
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※法の改正に伴う整理) 令和 7年10月 1日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業範囲の変更の許可	環 No. 101
---------	---------------------------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。) ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(4参照)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(4参照)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの (裏面2へ)
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業範囲の変更の許可	環 No. 101
---------	---------------------------	-----------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人（４参照）のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル 個人で政令で定める使用人（４参照）のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの 2 環境省令で定める基準 法第 7 条第 5 項第 3 号（法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 施設に係る基準 イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 (2) 申請者の能力に係る基準 イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 3 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第 7 条第 5 項第 4 号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 (1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号） (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号） (4) 水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号） (5) 悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号） (6) 振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号） (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 1 0 8 号） (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 4 政令で定める使用人 法第 7 条第 5 項第 4 号ヘ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの (裏面 3 へ)
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の収集業又は運搬業の事業範囲の変更の許可	環 No. 101
---------	---------------------------	-----------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	5 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱 (審査基準) 第 4 条 条例第 1 2 条第 1 項及び第 3 項の申請があったときに行う審査の基準は、法に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 申請者は、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であること。ただし、第 2 条第 3 項若しくは第 4 項に規定する者、又は鹿沼市外一般廃棄物の市内処分に関する事前協議要綱（平成 1 5 年告示第 1 8 9 号。以下「事前協議要綱」という。）に基づく一般廃棄物を運搬する者であって、本市の区域内で当該一般廃棄物の荷卸しのみを行おうとするものにあつては、この限りでない。 (2) 収集運搬業において、当該収集運搬の業に用いるすべての車両について、対人賠償金額が 5, 000 万円以上の自動車保険に加入していること。 (3) 収集運搬業において、污水处理を適正に行える洗車設備を備え、又は同等の機能を有する洗車場と許可を申請する期間について使用契約を締結していること。
------	---------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項
審査基準	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号及び第7条の2第2項において準用する第7条第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6及び第4条の7 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第1項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第11条第1項 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱第4条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、一般廃棄物の処分業の事業の範囲の変更の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、一般廃棄物の処分業の事業の範囲の変更の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準(2参照)に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからルまで(3参照)のいずれにも該当しないこと。 2 環境省令で定める基準 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (イ) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (裏面1へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※法の改正に伴う整理) 令和 7年10月 1日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(ロ) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (ハ) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 □ 申請者の能力に係る基準 (イ) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。 (ロ) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (イ) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 □ 申請者の能力に係る基準 (イ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。 (ロ) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。 3 第7条第5項第4号の規定 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(4参照)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
------	---------------------	---

(裏面2へ)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	ニ 第 7 条の 4 第 1 項 (第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項 (第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項 (これらの規定を第 1 4 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 4 1 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合 (第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号 (第 1 4 条の 6 において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 8 8 号) 第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 1 4 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。) ホ 第 7 条の 4 若しくは第 1 4 条の 3 の 2 (第 1 4 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 4 1 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 7 条の 2 第 3 項 (第 1 4 条の 2 第 3 項及び第 1 4 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分 (再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 3 8 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの ヘ ホに規定する期間内に第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 3 8 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前 6 0 日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者 (5 参照) 又は当該届出に係る個人 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者 (5 参照) で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 1 4 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの (裏面 3 へ)
------	---------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物の処分業の事業範囲の変更の許可	環 No. 102
---------	----------------------	-----------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	リ 法人でその役員又は政令で定める使用人（５参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの 又 個人で政令で定める使用人（５参照）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの 4 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの 法第 7 条第 5 項第 4 号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 (1) 大気汚染防止法 (2) 騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号） (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号） (4) 水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号） (5) 悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号） (6) 振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号） (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 1 0 8 号） (8) ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 5 政令で定める使用人 法第 7 条第 5 項第 4 号へ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの 6 鹿沼市一般廃棄物処理業許可要綱 (審査基準) 第 4 条 条例第 1 2 条第 1 項及び第 3 項の申請があつたときに行う審査の基準は、法に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 申請者は、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であること。ただし、第 2 条第 3 項若しくは第 4 項に規定する者、又は鹿沼市外一般廃棄物の市内処分に関する事前協議要綱（平成 1 5 年告示第 1 8 9 号。以下「事前協議要綱」という。）に基づく一般廃棄物を運搬する者であつて、本市の区域内で当該一般廃棄物の荷卸しのみを行おうとするものにあつては、この限りでない。 (2) 収集運搬業において、当該収集運搬の業に用いるすべての車両について、対人賠償金額が 5,000 万円以上の自動車保険に加入していること。 (3) 収集運搬業において、汚水処理を適正に行える洗車設備を備え、又は同等の機能を有する洗車場と許可を申請する期間について使用契約を締結していること。
------	---------------------	---

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 資源循環課

不利益処分の内容		一般廃棄物収集運搬業又は処分業の停止	環 No. 104
----------	--	--------------------	-----------

根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3	
処分基準	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 3 号、第 1 0 項第 3 号及び第 1 1 項 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 4 条 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 2 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 7 条第 5 項第 3 号又は第 1 0 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。 (3) 第 7 条第 1 1 項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。 2 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 2 条（別表第 4） 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 1 2 条（別表第 4）については、別紙のとおり。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表第4(第12条関係)

許可の取消し等の要件		処分内容
第7条の3第1号		許可の取消し
	無許可営業(第25条第1号) 無許可変更(同条第2号) 事業停止命令・措置命令違反(同条第3号) 委託基準違反(同条第4号) 名義貸しの禁止違反(同条第5号) 施設無許可設置(同条第6号) 施設無許可変更(同条第7号) 廃棄物の投棄禁止違反(同条第8号) 委託基準違反、再委託禁止違反(第26条第1号) 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反(同条第2号) 施設無許可譲受け・無許可借受け(同条第3号) 無確認輸出(同条第4号) 受託禁止違反(同条第5号) 無許可輸入(同条第6号) 輸入許可条件違反(同条第7号) 廃棄物の焼却禁止違反(同条第8号)	
	施設使用前検査受検義務違反(第28条)	事業停止60日
	帳簿備付け・記載・保存義務違反(第30条第1号) 業廃止・変更届出、施設変更	事業停止30日

	届出、施設相続届出義務違反(同条第2号) 維持管理事項記録・備付け義務違反(同条第3号) 処理責任者等設置義務違反(同条第4号) 報告拒否、虚偽報告(同条第5号) 立入検査拒否・妨害・忌避(同条第6号) 技術管理者設置義務違反(同条第7号)	
	その他の違反行為	事業停止10日
第7条の3第2号 第7条の3第3号		必要な改善期間の場合は事業停止、改善が不可能な場合は許可の取消し
第7条の3第3号		事業停止30日
第7条の4第1号第1項 第7条の4第1号第2項		許可の取消し

(注) 上記の表の条文は、すべて法とする。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 資源循環課

不利益処分の内容	一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可の取消し等	環 No. 105
----------	-------------------------	-----------

根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4
処分基準	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第5項第4号イからヌまで及び第6項、第7条の2第1項並びに第7条の3 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 (1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至ったとき。 (2) 第7条第5項第4号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 第7条第5項第4号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）。 (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。 2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 3 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条（別表第4） 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条（別表第4）については、<u>別紙</u>のとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 令和 7年10月 1日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表第4(第12条関係)

許可の取消し等の要件		処分内容
第7条の3第1号		許可の取消し
	無許可営業(第25条第1号) 無許可変更(同条第2号) 事業停止命令・措置命令違反(同条第3号) 委託基準違反(同条第4号) 名義貸しの禁止違反(同条第5号) 施設無許可設置(同条第6号) 施設無許可変更(同条第7号) 廃棄物の投棄禁止違反(同条第8号) 委託基準違反、再委託禁止違反(第26条第1号) 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反(同条第2号) 施設無許可譲受け・無許可借受け(同条第3号) 無確認輸出(同条第4号) 受託禁止違反(同条第5号) 無許可輸入(同条第6号) 輸入許可条件違反(同条第7号) 廃棄物の焼却禁止違反(同条第8号)	
	施設使用前検査受検義務違反(第28条)	事業停止60日
	帳簿備付け・記載・保存義務違反(第30条第1号) 業廃止・変更届出、施設変更	事業停止30日

	届出、施設相続届出義務違反(同条第2号) 維持管理事項記録・備付け義務違反(同条第3号) 処理責任者等設置義務違反(同条第4号) 報告拒否、虚偽報告(同条第5号) 立入検査拒否・妨害・忌避(同条第6号) 技術管理者設置義務違反(同条第7号)	
	その他の違反行為	事業停止10日
第7条の3第2号 第7条の3第3号		必要な改善期間の場合は事業停止、改善が不可能な場合は許可の取消し
第7条の3第3号		事業停止30日
第7条の4第1号第1項 第7条の4第1号第2項		許可の取消し

(注) 上記の表の条文は、すべて法とする。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 資源循環課

不利益処分の内容		一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の保管、収集等の方法の変更等の措置命令	環 No. 106
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 9 条の 3 第 1 号	
処分基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第 3 号に掲げる場合を除く。） 市町村長	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 資源循環課

不利益処分の内容	一般廃棄物処理基準に適合しない場合の生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止の措置命令	環 No. 107
----------	---	-----------

根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 4 第 1 項
処分基準	関係条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 1 項、第 6 項及び第 7 項、第 7 条第 1 4 項並びに第 19 条の 3 第 3 号
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市長（前条第 3 号に掲げる場合にあっては、環境大臣。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第 6 条の 2 第 1 項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第 6 項若しくは第 7 項又は第 7 条第 1 4 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 21 年 3 月 1 日設定 平成 25 年 3 月 1 日変更（※処分のほかに収集及び運搬を追加） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	廃棄物の処理に関する手数料の減免	環 No. 108
---------	------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 1 条
審査基準	関係条項	鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 8 条第 1 項 生活保護法 鹿沼市日常生活用具給付等事業実施要綱 鹿沼市寝たきり老人等紙おむつ給付要綱
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条に規定する手数料を減免することができる。 (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者 (2) 公共のために市内の清掃活動を行った者 (3) その他規則で定める者 2 規則で定める者 1 の (3) の規則で定める者は、次のとおりとする。ただし、第 3 号及び第 4 号に規定する者は、一般廃棄物のうち一般家庭の燃やすごみの手数料の減免に限る。 (1) 地縁団体等の行事による一般廃棄物を排出する者 (2) 市の主催する行事において、一般廃棄物を排出する地縁団体等及び当該地縁団体等から行事の運営について委託を受けた者 (3) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定により生活扶助を受けている者 (4) 次のいずれかに該当する者 ア 3 歳未満の乳幼児を監護する者 イ 鹿沼市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定により紙おむつの交付を受けている者 ウ 鹿沼市寝たきり老人等紙おむつ給付要綱の規定により紙おむつの交付を受けている者
	参考事項	廃棄物処理法の解説
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 6 年 1 月 1 日変更（※要件明確化（条例全部改正）） 平成 1 8 年 1 0 月 1 日変更（※燃やすごみ有料化に伴う減免対象者の設定） 令和 7 年 1 0 月 1 日変更
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	規則第 8 条第 1 号及び第 2 号 総日数 即日（休日は含まない。） 規則第 8 条第 3 号及び第 4 号 総日数 1 0 日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 2 年 2 月 1 日変更（※標準処理期間の変更） 平成 年 月 日変更（※

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	一般廃棄物を保管する場所の設置の指定	環 No. 109
---------	--------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 3 条第 1 項
審査基準	関係条項	鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 3 条第 2 項 鹿沼市一般廃棄物処理要綱第 3 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 条例第 4 条第 2 項の第 4 条第 2 項の規定による一般廃棄物を保管する場所（以下「ごみステーション」という。）を設置しようとするの指定を新たに受けようとする者は、ごみステーション設置申請書ごみステーション新規指定申請書（様式第 1 号）により当該ごみステーションの管理者及び利用者名簿（様式第 2 号）を添付して申請し、市長の指定を受けるものとする。、市長に申請しなければならない。 2 市長は、ごみステーション設置の前項の規定による申請があったときは、他のごみステーションの位置、設置予定場所の交通状況、当該ごみステーションの構造その他の事項を審査し、適当と認める場合には、ごみステーションとして指定することができる。 3 鹿沼市一般廃棄物処理要綱 (ごみステーションの設置) 第 3 条 市長は、次に掲げる基準により規則第 3 条第 2 項の規定による審査をしたときは、ごみステーション申請審査結果通知書（様式第 1 号）により当該審査の結果を通知するものとする。 (1) 当該ステーションの設置が、歩行者及び車両等の通行の妨げにならない場所であり、交差点から 5 メートル以上離れていること。 (2) 収集車による収集が容易な場所であること。 (3) 当該ステーションを設置しようとする場所の土地の所有者が、その設置に関して同意していること。 (4) 当該ステーションの利用を予定している者の全てが、その設置に同意していること。 (5) 当該ステーションを利用しようとする世帯が、住宅が密集する地域にあってはおおむね 25 世帯以上、住宅が散在する地域にあってはおおむね 10 世帯以上であること。 (6) 当該ステーションが、事業活動に伴う廃棄物の保管の用に供さないこと。 (7) 当該ステーションの構造が、ごみの飛散、散乱及び抜き取りを防止するための配慮がなされていること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準に適合すること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 21 年 3 月 1 日設定 平成 25 年 月 日変更 (※) 令和 7 年 10 月 1 日変更 (※)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10 日 (休日は含まない。)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容		一般廃棄物を保管する場所の設置の指定	環 No. 109
期 間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日 設定	
		平成 年 月 日 変更 (※	)
		平成 年 月 日 変更 (※	)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容		一般廃棄物の運搬の依頼	環 No. 112
根拠法令及び条項		鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 5 条第 1 項	
審査基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第 5 条 条例第 8 条の規定により一般廃棄物の運搬を依頼しようとするときは、一般廃棄物処理申請書(様式第 5 号)により市長に申請しなければならない。ただし、収集申請済証(様式第 6 号)を購入した場合には、その申込みをもって申請に代えることができる。 未設定(②)(将来的に申請の対象が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 6 年 1 月 3 1 日変更(※第 2 項の削除) 令和 7 年 1 0 月 1 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 資源循環課

許認可等の内容	利用の許可	環 No. 116
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市リサイクルセンター条例第5条
審査基準	関係条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市リサイクルセンター利用の許可の基準 1 鹿沼市リサイクルセンター利用許可申請に対する許可(条例第5条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 (2) 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、(1)の許可をする場合に条件を付することができる。 2 鹿沼市リサイクルセンター利用許可基準(条例第6条) 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) センターの施設又はその附属施設(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成23年 2月 1日変更(※申請書の審査に時間を要するため) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 資源循環課

不利益処分の内容	利用許可の取消し	環 No. 117
----------	----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市リサイクルセンター条例第9条
処分基準	関係条項	鹿沼市リサイクルセンター条例第5条第2項、第6条及び第8条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市リサイクルセンター利用許可の取消し等 1 鹿沼市リサイクルセンター利用許可の取消し等の基準（第9条） 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。 (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条の規定に違反したとき。 2 第5条第2項の規定 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 3 第6条の規定 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) センターの施設又はその附属施設（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 4 第8条の規定 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容	使用料の減免	環 No. 119
---------	--------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	改善命令	環 No. 134
----------	------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第 2 3 条
処分基準	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第 2 2 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、設置者が第 2 2 条の規定（2 参照）による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。 2 第 2 2 条の規定 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。 (1) 第 1 5 条に規定する許可の基準に適合しないとき。 (2) 第 1 7 条第 2 項に規定する指導に従わないとき。 (3) 第 2 0 条に規定する維持管理を適正に行わないとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分の内容	ペット愛護等施設の設置の許可の取消し	環 No. 135
----------	--------------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第 2 4 条
処分基準	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第 2 2 条及び第 2 3 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 第 2 3 条の規定による命令に違反したとき。 2 第 2 3 条の規定 市長は、設置者が第 2 2 条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。 3 第 2 2 条の規定 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。 (1) 第 1 5 条に規定する許可の基準に適合しないとき。 (2) 第 1 7 条第 2 項に規定する指導に従わないとき。 (3) 第 2 0 条に規定する維持管理を適正に行わないとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	ペット愛護等施設の使用禁止命令	環 No. 136
----------	-----------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第25条
処分基準	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第12条、第14条第1項第3号、第4号及び第5号並びに第16条第1項及び第24条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット愛護等施設の使用の禁止を命ずることができる。 (1) ペット愛護等施設の設置の許可を受けずにペット愛護等施設を設置した者 (2) 第16条第1項の許可を受けずに第14条第1項第3号（ペット愛護等施設の敷地及び面積）、第4号（ペット愛護等施設の設備の処理能力）又は第5号（ペット愛護等施設の設備の位置及び構造）に掲げる事項を変更した者 (3) 第24条の規定により許可を取り消された者 2 第24条の規定 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 第23条の規定による命令に違反したとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※)) 平成 年 月 日変更(※))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		ペット愛護等施設の使用禁止命令違反に対する罰則	環 No. 137
根拠法令及び条項		鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第 3 0 条	
処分基準	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第 2 5 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第 2 5 条の規定による命令に違反してドッグラン施設又はペット霊園を使用した者は、2 0 万円以下の罰金に処する。 2 第 2 5 条の規定 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット愛護等施設の使用の禁止を命ずることができる。 (1) ペット愛護等施設の設置の許可を受けないでペット愛護等施設を設置した者 (2) 第 1 6 条第 1 項の許可を受けないで第 1 4 条第 1 項第 3 号（ペット愛護等施設の敷地及び面積）、第 4 号（ペット愛護等施設の設備の処理能力）又は第 5 号（ペット愛護等施設の設備の位置及び構造）に掲げる事項を変更した者 (3) 第 2 4 条の規定により許可を取り消された者	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		違反者に対する責任としての事業主への罰金	環 No. 138
根拠法令及び条項		鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第 3 1 条	
処分基準	関係条項	鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第 2 5 条及び第 3 0 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 3 0 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。 2 第 3 0 条の規定 第 2 5 条の規定による命令に違反してドッグラン施設又はペット霊園を使用した者は、2 0 万円以下の罰金に処する。 3 第 2 5 条の規定 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット愛護等施設の使用の禁止を命ずることができる。 (1) ペット愛護等施設の設置の許可を受けないでペット愛護等施設を設置した者 (2) 第 1 6 条第 1 項の許可を受けないで第 1 4 条第 1 項第 3 号（ペット愛護等施設の敷地及び面積）、第 4 号（ペット愛護等施設の設備の処理能力）又は第 5 号（ペット愛護等施設の設備の位置及び構造）に掲げる事項を変更した者 (3) 第 2 4 条の規定により許可を取り消された者	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

環境部 環境保全課

許認可等の内容	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	環 No. 148
---------	---------------------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項
審査基準	関係条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項及び第 3 項 鹿沼市有害鳥獣捕獲等許可取扱要領
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該許可をしなければならない。 (1) 捕獲等又は採取等の目的が第 9 条第 1 項に規定する目的に適合しないとき。 (2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。）。 (3) 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域（社寺境内、墓地）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。 2 鹿沼市有害鳥獣捕獲等許可取扱要領については、別紙 1 のとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日設定 平成 2 1 年 3 月 1 日変更（※ ） 平成 2 5 年 3 月 1 日変更（※県の要領変更に伴い別紙 1、2 を変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 0 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日設定 平成 2 1 年 3 月 1 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

鹿沼市鳥獸捕獲等許可取扱要領

平成 29 年 3 月 31 日制定

(平成 30 年 3 月 31 日改正)

(令和 2 年 4 月 1 日改正)

(令和 3 年 4 月 1 日改正)

目 次

第1章 総則

第1	趣旨	1
第2	許可対象者	1
第3	申請書類	2
第4	国有林野管理者との事前協議	2
第5	審査等	2
第6	標準処理期間	3
第7	不許可処分等	3
第8	許可条件	3
第9	許可後の処理	3
第10	許可証等の返納	3
第11	捕獲等の実績報告	3
第12	個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の状況報告	3
第13	ツキノワグマの個体数調整又は有害鳥獣捕獲の取扱い	4
第14	その他	4

第2章 共通の許可基準等

第1	許可しない場合	5
第2	わなを使用する場合の許可基準	5
第3	保護の必要性が高い種又は地域個体群の捕獲等の場合の許可基準	6
第4	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲等の場合の許可基準	6
第5	許可に当たっての条件の考え方	6
第6	捕獲許可を受けた者への指導	6

第3章 捕獲等の目的に応じた許可基準等

第1	学術研究を目的とする捕獲等の許可基準	9
第2	標識調査（環境省足環を装着する場合）を目的とする捕獲等の許可基準	10
第3	第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする捕獲等の許可基準	10
第4	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする捕獲等の許可基準	11
第5	傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする捕獲等の許可基準	11
第6	個体数調整に係る捕獲等の許可基準	12
第7	有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の許可基準	13
第8	その他特別の事由を目的とする捕獲等の許可基準	19

附則	20
----	----

様式

様式 1 号 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書（有害鳥獣捕獲）

様式 2 号 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書（有害鳥獣捕獲以外）

様式 3 号 鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿兼台帳

様式 4 号 従事者証の交付申請書

様式 5 号 有害鳥獣捕獲依頼書

様式 6 号 有害鳥獣捕獲等申請に係る調査書

様式 7 号 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）

様式 8 号 従事者証

様式 9 号 鳥獣捕獲等許可証交付台帳

様式 10 号 鳥獣捕獲等実施報告書

様式 11 号 捕獲等調書

様式 12 号 ツキノワグマ捕獲票

様式 13 号 ニホンザル捕獲票（個体数調整・有害鳥獣捕獲）

様式 14 号 個体数調整・有害鳥獣捕獲 シカ・イノシシ捕獲カレンダー（銃猟用）

様式 15 号 個体数調整・有害鳥獣捕獲 シカ・イノシシ捕獲カレンダー（わな猟用）

様式 16 号 有害鳥獣捕獲 アライグマ・ハクビシン捕獲カレンダー

様式 17 号 鳥獣捕獲等事業指示書

様式 18 号 地域別被害発生予察表

別記 ツキノワグマ捕獲等許可基準

鹿沼市鳥獣捕獲等許可取扱要領

第1章 総則

第1 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等」という。）に係る許可（以下「捕獲許可」という。）のうち、次の表の区分により鹿沼市長（以下「市長」という。）の権限に属する許可については、法、同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

許可権者	鳥獣の捕獲等の内容
環境大臣	次のいずれかに該当する捕獲等（法第9条第1項各号に掲げるもの） (1) 法第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区内における捕獲等 (2) 希少鳥獣（国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境大臣が規則第1条の2で定めるもの）の捕獲等 (3) 鳥獣の保護繁殖に重大な支障があるものとして環境大臣が規則第6条で定める猟具（かすみ網）を使用する捕獲等
栃木県知事	複数市町の範囲にまたがる区域での捕獲等（環境大臣の権限に属するものを除く。） ※ 法第36条の危険猟法により捕獲等をする場合は、同法第37条第1項の規定による環境大臣の許可が別途必要
市町長	1市町の範囲内の区域での捕獲等（環境大臣の権限に属するものを除く。） ※ 法第36条の危険猟法により捕獲等をする場合は、同法第37条第1項の規定による環境大臣の許可が別途必要 ※ 栃木県知事が指定する法第15条第1項の指定猟法禁止区域において、当該指定猟法により捕獲等をする場合は、同条第4項の規定による栃木県知事の許可が別途必要 ※ 住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合は、法第38条の2第1項の規定による栃木県知事の許可が別途必要

第2 許可対象者

捕獲許可の対象者は個人又は法人とし、法人は次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 国、地方公共団体
- (2) 法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（認定を受けた種類の鳥獣を、認定を受けた猟法により、認定を受けた捕獲従事者が捕獲する場合に限る。）
- (3) 法第9条第8項の規定により環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）

第3 申請書類

捕獲許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の申請にあつては様式1号、その他の目的による捕獲等の申請にあつては様式2号とする。

(2) 区域図

捕獲等をしようとする区域を表示した図面（原則として1/25,000地形図）とする。なお、有害鳥獣捕獲の申請にあつては、被害の区域を併せて表示するものとする。

(3) 鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿兼台帳（様式3号）（個人が共同で申請する場合又は法人が申請する場合に限る。）

(4) 従事者証の交付申請書（様式4号）（法人が申請する場合に限る。）

(5) 有害鳥獣捕獲依頼書（様式5号）（有害鳥獣捕獲の申請であつて、被害者と申請者が異なる場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、許可権者が必要と認める書類

捕獲等の目的、方法、捕獲等をした後の処置等を具体的に記載した計画書、使用する猟具や捕獲個体に装着する発信器・足環等の構造が分かる資料、捕獲等を実施する者の狩猟免状、狩猟者登録証、損害賠償保険証書の写し、認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写しなど、申請の内容に応じて市長が必要と認めた書類

第4 国有林野管理者との事前協議

捕獲等をしようとする区域内に国有林野が含まれる場合においては、申請者は、捕獲等の区域、方法等について、当該区域を管轄する森林管理署と事前に協議しなければならない。

第5 審査等

(1) 市長は、申請書類を受理したときは、書類の内容を審査し、速やかに許可の可否を決定するものとする。なお、有害鳥獣捕獲の申請の場合は、必要に応じて現地調査を行い、有害鳥獣捕獲等申請に係る調査書（様式6号）を作成するものとする。

(2) 市長は、法第36条の危険猟法による捕獲等の申請を受理したときは、申請者に対し、同法第37条第1項の規定による環境大臣の許可を別途申請するよう指導するものとする。

(3) 市長は、栃木県知事が指定する法第15条第1項の指定猟法禁止区域における当該指定猟法による捕獲等の申請を受理したときは、申請者に対し、同条第4項の規定による栃木県知事の許可を別途申請するよう指導するものとする。

(4) 市長は、住居集合地域等における麻醉銃猟による捕獲等の申請を受理したときは、申請者に対し、法第38条の2第1項の規定による栃木県知事の許可を別途申請するよう指導するものとする。

第6 標準処理期間

市長は、捕獲許可の申請に対する処分を、申請書類が提出された日（申請書類の不備又は不

足により補正を求めた場合は、当該補正がなされた日) から起算して、原則として 10 日以内に行うものとする。

第 7 不許可処分等

市長は、捕獲許可の申請に対して申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第 8 条の規定により、処分の内容を通知する書面にその理由を記載することとする。

第 8 許可条件

市長は、捕獲等の許可に、必要に応じて条件を付すものとする。

第 9 許可後の処理

市長は、捕獲等を許可した場合には、次のとおり処理するものとする。

(1) 許可証の交付等

- ① 申請者に許可証(様式 7 号)を交付するとともに、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整(以下「個体数調整」という。)又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可の場合には、腕章を貸与する。
- ② 法人に対して許可した場合は、①と併せて従事者証(様式 8 号)を交付する。
- ③ 鳥獣捕獲等許可証交付台帳(様式 9 号)に所要の事項を記載して整備する。

(2) 通知

許可後速やかに、捕獲等対象区域を管轄する警察署長、県出先事務所長(以下「県」という。)及び当該区域を担当する鳥獣保護管理員に対し、許可証、鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿兼台帳、捕獲等の区域を示す地図等の写しを添付して通知する。

第 10 許可証等の返納

捕獲許可を受けた者は、許可の有効期間満了後 30 日以内又は目的達成後速やかに、許可証、従事者証及び腕章を市長に返納しなければならない。

第 11 捕獲等の実績報告

捕獲許可を受けた者は、第 10 の返納の際、返納する許可証又は従事者証に捕獲実績を記載して報告するとともに、個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可の場合には、鳥獣捕獲等実施報告書(様式 10 号)を併せて提出しなければならない。

ただし、第 12 に定める随時又は定期の報告に係るものについては、許可証又は従事者証への捕獲実績の記載は不要とする。

第 12 個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の状況報告

- (1) 次に掲げる鳥獣の個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可を受けた者は、次の表の区分により、捕獲等の状況を市長に随時又は定期に報告しなければならない。

- ① 栃木県が第二種特定鳥獣管理計画(以下「管理計画」という。)又は防除実施計画を策定している種(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン)

② 栃木県版レッドリスト掲載種

対象鳥獣	捕獲場所	報告区分 (※1、※2)	報告様式
ニホンジカ		定期	捕獲カレンダー（様式14号又は15号）
イノシシ		定期	捕獲カレンダー（様式14号又は15号）
ツキノワグマ		随時	捕獲票（様式12号）
ニホンザル	管理計画の区域内	定期	捕獲票（様式13号）
アライグマ		定期	捕獲カレンダー（様式16号）
ハクビシン		定期	捕獲カレンダー（様式16号）
栃木県版レッドリスト掲載種		定期	捕獲等調書（様式11号）

※1 随時報告は、捕獲後速やかに行うものとする。

※2 定期報告は半期（4～9月、10～3月）ごとに行うものとする。ただし、半期の途中で第11の実績報告をする場合には、当該報告と併せて定期報告を行うものとする。

(2) 市長は、(1)により提出を受けた各報告様式を、次のとおり県に提出するものとする。

報告様式		区分	提出時期
ツキノワグマ捕獲票（様式12号）		写し	随時
ニホンザル捕獲票（様式13号）	管理計画の区域内	写し	半期ごと
シカ・イノシシ捕獲カレンダー（様式14号又は15号）		原本	半期ごと
アライグマ・ハクビシン捕獲カレンダー（様式16号）		写し	半期ごと
捕獲等調書（様式11号）		写し	半期ごと

第13 ツキノワグマの個体数調整又は有害鳥獣捕獲の取扱い

ツキノワグマの個体数調整又は有害鳥獣捕獲に係る捕獲許可については、この要領の第1章から第3章に定めるもののほか、別記「ツキノワグマ捕獲等許可基準」によるものとする。

第14 その他

この要領に定めのない事項は、市長が定めるものとする。

第2章 共通の許可基準等

捕獲許可の審査等に当たり、次の事項については、捕獲等の目的にかかわらず共通の基準として取り扱うものとする。

第1 許可しない場合

次のような場合には、許可しないものとする。

- (1) 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- (2) 捕獲等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合（外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等する場合を除く）。
- (3) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- (4) 捕獲等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- (5) 鳥獣の愛玩飼養を目的とする捕獲等の場合

第2 わなを使用する場合の許可基準

わなを使用する捕獲等の申請については、次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、(1)の①のうち輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況及び過去の捕獲実績等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、この限りでない。

- (1) くくりわなを使用する捕獲等の申請の場合

① わなの構造に関する基準

ア イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲等を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径（内径の最大長の直線に直角に交わる内径）が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であって、かつ、よりもどしを装着したものであること。

② ツキノワグマの生息地でくくりわなを使用する場合

くくりわなを使用することについて、十分な必要性が認められるものであること。

- (2) 箱わなを使用する捕獲等の申請の場合

ツキノワグマの生息地においてイノシシ、ニホンジカ等を捕獲等するために箱わなを設置する場合には、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、箱わな上部に脱出口を設けること。

- (3) とらばさみを使用する捕獲等の申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないもので、

衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では達成できない等、やむを得ない事由が認められること。

- (4) ツキノワグマの捕獲等を目的とする許可申請の場合
箱わな（ドラム缶型わな）を使用し、銃器を併用すること。

第3 保護の必要性が高い種又は地域個体群の捕獲等の場合の許可基準

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲等の申請については、捕獲等の必要性を特に慎重に審査するものとする。

なお、オオタカについては、原則として、個体数調整又は有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲を許可しないものとする。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著で、被害を与える個体が特定されており、当該個体を捕獲することにより被害が大きく軽減される蓋然性が高い場合はこの限りでない。

第4 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲等の場合の許可基準

捕獲実施区域に水鳥又は希少猛禽類の生息地が含まれ、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾の使用又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。

第5 許可に当たっての条件の考え方

捕獲許可に当たっては、捕獲等をする鳥獣の種類及び生息状況、地域等を勘案し、必要に応じて次のような条件を付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合は、住民の安全を確保する観点から条件を付すものとする。

また、特定計画に基づく鳥獣の保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する条件を付すものとする。

- (1) 捕獲等の期間、区域、方法の限定
- (2) 鳥獣の種類及び数の限定
- (3) 捕獲物の処理の方法
- (4) 捕獲等を行う区域における安全の確保・静穏の保持
- (5) 捕獲等を行う際の周辺環境への配慮
- (6) 適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法
- (7) その他必要と認められる条件

第6 捕獲許可を受けた者への指導

市長は、は、捕獲許可を受けた者に対し、次のとおり指導するとともに、適正な捕獲等が実施されるよう、必要に応じて捕獲等に立ち会うものとする。

- (1) 許可証等の携帯

捕獲等を実施する際は、許可証（様式7号）又は従事者証（様式8号）を携帯するとともに、個体数調整又は有害鳥獣捕獲の場合には、貸与された腕章を着用すること。

(2) 猟具への標識の装着

捕獲等に使用する猟具（銃器を除く。）ごとに、住所及び氏名又は名称、許可権者名、許可の有効期間、許可証の番号、捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類を、縦1 cm、横1 cm以上の大きさの文字で記載した金属又はプラスチック製の標識を装着すること。

ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(3) 事故の防止

捕獲等を実施する際は、事故防止に万全の対策を講じるとともに、捕獲等の内容（目的、期間、方法、区域、捕獲等する鳥獣名、従事者名及び許可内容）を事前に関係機関及び地域住民等へ周知すること。

特に、一般者が立ち入るおそれのある場所にわなを設置する場合には、(2)の標識に加えて一般者への注意喚起札などを併せて設置すること。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地でわなによる捕獲等を実施する場合には、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するとともに、錯誤捕獲が発生した場合に備えて迅速かつ安全に放獣できる体制を整備すること。

(5) 餌を用いた捕獲等の場合

捕獲等の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いて捕獲等する場合は、当該鳥獣を過度に誘引し、農林業被害等の発生要因となることのないよう留意すること。

(6) 捕獲物又は採取物（以下「捕獲物等」という。）の処理等

① 捕獲物等の処理方法については、捕獲許可申請の際に明らかにするとともに、申請書類に記載された処理方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があるので留意すること。

② 捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理し、山野に放置しないこと（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。

また、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用すること。

③ 捕獲物等が違法なものと誤認されないよう留意するとともに、特にツキノワグマについては、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、「栃木県クマ類の毛皮等の製品化に係る取扱要領」に基づく目印票（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にすること。

④ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。

⑤ 捕獲個体を飼養又は生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養登録など法に基づく所要の手続のほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく手続を行うこと。

⑥ 錯誤捕獲した個体は原則として放鳥獣を行うこと。ただし、錯誤捕獲した外来鳥獣又は

生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うこと。

(7) 捕獲許可を受けた法人への指導

- ① 鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿兼台帳(様式3号)を整備し、従事者を適正に指揮監督すること。
- ② 必要に応じて鳥獣捕獲等事業指示書(様式16号)を交付する等により、各従事者に対し、捕獲等の期間、方法、区域、捕獲等する鳥獣の種類と数量、捕獲等した後の処理方法について指示の徹底を図るとともに、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示すること。
- ③ 従事者に携帯又は着用させる従事者証、指示書及び腕章については、その日の捕獲等終了後に回収及び保管する等により、適正に管理すること。
- ④ 銃器による捕獲等の許可を受けた場合は、(一社)栃木県猟友会長に対し、「猟銃用火薬類無許可譲受票」の交付依頼を速やかに行うこと。

第3章 捕獲等の目的に応じた許可基準等

捕獲許可の審査等に当たっては、第2章に定めるもののほか、捕獲等の目的に応じて次の基準によるものとする。

第1 学術研究を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

項目	許可基準
研究の目的及び内容	次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。 (1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 (2) 鳥獣の捕獲等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 (3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。 (4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により一般に公表されるものであること。
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個) ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。
期 間	1年以内
区 域	研究の目的を達成するために必要な区域
方 法	次の(1)及び(2)に掲げる条件に適合するものであること。 (1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。 (2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

捕獲等後の措置	次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。 (1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 (2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 (3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。
---------	--

第2 標識調査（環境省足環を装着する場合）を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
鳥獣の種類・数	標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。 ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
期 間	1 年以内
区 域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
方 法	網、わな又は手捕り
捕獲等後の措置	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

第3 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。また、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人 の従事者を含む)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）
期 間	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間 なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する。
区 域	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
方 法	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法とする。

第４ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする捕獲等の許可基準

第２章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人 の従事者を含む)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
期 間	１年以内
区 域	申請者の職務上必要な区域
方 法	禁止猟法は認めない。

第５ 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする捕獲等の許可基準

第２章に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人 の従事者を含む)	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
期 間	１年以内
区 域	必要と認められる区域
方 法	禁止猟法は認めない。

第6 個体数調整に係る捕獲等の許可基準

(1) 基本的な考え方

県の管理計画及び同計画に基づき市が作成した特定鳥獣保護管理地域計画（以下「地域計画」という。）の目的が達成されるよう、科学的な根拠に基づき適正に実施されるものとする。

(2) 許可の基準

第2章及び(1)に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	次の①から④の要件を全て満たす者とし、必要最小限の人数とする。 ① 使用する猟法に応じた狩猟免許を所持し、捕獲等に従事する年度又は前年度に当該猟法に係る栃木県の狩猟者登録を受けた者であること。ただし、次のア又はイの場合はこの限りでない。 ア 法人に対する銃器を使用しない許可であって（銃器を止めさしで使用する場合を除く。）、次の(ア)から(エ)の要件を全て満たす場合 (ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。 (イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術及び安全性等が確保されていること。 (ウ) 免許を所持しない者は銃器を使用せず、わなの見回り、餌の交換、捕獲等の通報、誤作動した箱わなの再セット、免許所持者の監督下で行うわなの設置・撤去及び止めさしの補助のみに従事すること (エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。 イ わな猟免許を所持する者が、箱わな、くくりわなを自己の管理する農地（鳥獣による被害を受ける農地。ただし、当該農地内では効果的な捕獲等ができない場合にあっては、隣接する土地のうち当該農地に達する獣道など客観的に設置が必要と認められる場所を含む。）に設置してニホンジカ、イノシシの捕獲等を行う場合 ② 使用する猟法に応じて、規則第67条第2項第1号と同等の損害賠償保険又は狩猟事故共済保険に加入していること。 ③ 銃器を使用する場合は、原則として市内又は周辺に居住している者であること。ただし、広域捕獲等が必要な場合はこの限りでない。 ④ 過去において、狩猟事故及び狩猟関係法令の違反がないこと。
鳥獣の種類・数	管理計画及び地域計画の達成を図るために必要かつ適切な数(羽、頭、個)
期 間	管理計画及び地域計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とし、対象種及び捕獲方法に応じて、下表の期間を上限とする。 なお、捕獲等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。 また、狩猟期間中及びその前後に捕獲等を行う場合は、狩猟期間中は一般の狩猟と誤認されることのないよう、狩猟期間の前後は、捕獲行為が行われていないと誤認され事故が生じることがないよう、周辺住民等関係者への事前周知を徹底させるものとする。

区 域	管理計画及び地域計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
方 法	次のとおりとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 ① 原則として、法第 36 条に規定する危険猟法以外の方法とする。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、安全性が確保できるものであり、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつてはこの限りでない。 ② 空気銃を使用した捕獲等は、半矢の危険性があるため原則として認めない。ただし、取り逃がす危険性のない状況においてニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲等に使用する場合はこの限りでない。 ③ 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導に努めるとともに、法第 15 条による鉛散弾の使用禁止区域においては、原則として使用を認めないものとする。 ④ 個人に対する許可の場合、銃器の使用は認めない。ただし、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの止めさしで使用する場合はこの限りでない（下表のとおり）。

【表】 個体数調整に係る捕獲等の許可期間の上限及び許可対象者

対象種	方 法	期間（上限） （※ 1）	許可対象者	
			法人	個 人
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	銃 器	1 年	○	（※ 2）
	銃器以外	1 年	○	○
ツキノワグマ	銃器・わな	20 日	○	

※ 1 銃器及び銃器以外の方法を併用する場合は、銃器の方法による期間を上限とする。

※ 2 個人の場合は止めさしに限り認めるものとする。

第 7 有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の許可基準

(1) 基本的な考え方

原則として、以下の考え方によるものとする。

① 有害鳥獣捕獲の考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（人身への危害、植生の衰退や在来種の圧迫等の自然生態系の攪乱を含む。以下「被害」という。）の防止、軽減を図るために行うものとする。

また、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合の捕獲（以下「予察捕獲」という。）を含むものとする。

② 被害防除対策との関係等

被害及び防除対策の状況を踏まえ、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止・軽減できないと認められる場合に許可するものとする。また、捕獲対象鳥獣の個体群の拡散を招く等、様々な影響を及ぼすことを想定した上で慎重に審査するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

③ 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種 of 取扱い

全国的に又は県内で被害が生じることがまれで、従来 of 許可実績が僅少な鳥獣や県レッドリスト掲載種に係る捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲以外の被害防止対策を指導した上で、なお被害が認められる場合には、捕獲の上限等を定めて許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

④ オオタカ of 取扱い

ア 許可 of 考え方

原則として許可しないものとする。

ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著で、被害を与える個体が特定されており、当該個体を捕獲することにより被害が大きく軽減される蓋然性が高い場合は、当該地域におけるオオタカ保護への影響を勘案した上で許可するものとする。

イ 許可期間

必要最低限 of 期間とする。

ウ 捕獲後 of 処理等

- ・ 捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、自治体が運営している傷病鳥獣救護施設、動物園等、公的機関による飼養を前提とする場合に限り許可するものとし、許可申請書（様式 1 号）に捕獲後 of 飼養先となる機関を記載させ、当該機関から受入れ of 承諾が得られているか確認を行うこととする。
- ・ 公的機関による飼養が困難な場合は、捕殺を許可 of 条件とし、現地確認や捕殺個体と許可証がともに撮影された写真を提出させる等、捕殺が行われたことを確実に確認することとする。

(2) 捕獲等 of 区分

有害鳥獣捕獲は、その目的によって予察捕獲と対処捕獲に区分し、予察捕獲を許可する場合は、対処捕獲と区分するため、許可証 of 目的欄に「有害鳥獣捕獲（予察捕獲）のため」と記載することとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

① 予察捕獲

常時捕獲等を行って生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められ、被害等のおそれがある場合に行う捕獲等であって、威嚇や追い払い of 効果を上げることに重点を置いて、被害等 of 発生前も含めた時期に実施するもの。

② 対処捕獲

被害等が発生した場合に行うもの。なお、ツキノワグマ等 of 出没により人身への危害のおそれがある場合に実施される捕獲等を含むものとする。

(3) 鳥獣による被害発生予察表 of 作成

予察捕獲 of 対象は、下表（被害発生予察表）に記載された種 of のうち、市内における被害が甚大であり、過去 5 年間連続で市内において捕獲等 of 実績があり、かつ、予察捕獲によっても個体群に大きな影響が出ないと判断される種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

市長は、下表を参考に地域別予察表（様式 17 号）を作成し、予察捕獲 of 対象種及び捕獲上限数を明示するとともに、捕獲数、個体群 of 分布等 of 動向を踏まえ、毎年度、見直しを行うものとする。

【被害発生予察表】

加害鳥獣名	主な被害農林水産物	被害発生時期												被害発生地域	備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		予察捕獲対象種	その他
カルガモ	水稻	←		→										県内全域の耕作地域	○	
カラス類	果実類、水稻 野菜類、飼料作物	←						→						県内全域の耕作地域	○	生活環境被害あり
スズメ	水稻、麦類	←						→						県南地域の水田地域	○	
ムクドリ	果実類				←			→						県南地域の果樹園地域	○	
ヒヨドリ																
キジバト	野菜類、豆類	←						→						県南地域の耕作地域	○	
ドバト	野菜類、豆類	←						→						県南地域の耕作地域	○	生活環境被害あり
ハクビシン	野菜類、果実類 飼料作物	←						→						県内全域の耕作地域	○	生活環境被害あり
ニホンジカ	スギ、ヒノキ									←			→	県北西部から南西部にわたる山地帯から山麓部の農業地域	○	
	野菜、水稻	←											→			
ニホンザル	野菜、イモ類 シイタケ	←											→	県北部から南西部にわたる山麓部の農林業地域	○	
ツキノワグマ	スギ、ヒノキ	←		→										県北部から南西部にわたる山地帯の林業地域と山麓の耕作地域		
	飼料作物、野菜 養蜂、果実				←			→								
イノシシ	水稻、イモ類、野菜	←						→						県内全域の耕作地域	○	
カワウ	アユ	←		→										県内全域の河川・湖沼	○	臭い、樹木枯死等の被害あり
	アユ以外の魚類	←											→			

(4) 許可の基準

第2章及び(1)から(3)に定めるもののほか、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。なお、カワウの捕獲等については、これらに加え、「栃木県カワウ保護管理指針」の定めによるものとする。

項目	許可基準
許可対象者 (許可を受ける法人の従事者を含む)	次の①から④の要件を全て満たす者とし、必要最小限の人数とする。 ① 被害を受けた者若しくは被害を受けるおそれのある者、又はそれらの者から依頼を受けた者であり、使用する猟法に応じた狩猟免許を所持し、捕獲等に従事する年度又は前年度に当該猟法に係る栃木県の狩猟者登録を受けた者であること。 ただし、次のアからクのいずれかの場合はこの限りでない。 ア ネズミ（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く。）、モグラ類の捕獲等を行う場合 イ カラス類、ドバトの被害を受けている施設内（敷地を含む。）において、捕獲檻等を使用してカラス類、ドバトの捕獲等を行う場合 ウ 栃木県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等に関する講習を受け、市町の登録を受けた者が、小型の箱わなを使用してハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、アメリカミンクを捕獲する場合 エ 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タイワンリス、アメリカミンク、ノウサギを捕獲する場合であって、次のいずれかの場合 (ア) 住宅敷地内の被害の防止の目的で、当該敷地内において捕獲する場合 (イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合 オ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを

	用いてニホンジカ、イノシシその他の鳥獣を捕獲する場合 カ 森林管理署長等が、昭和 38 年 12 月 4 日付 38 林野造第 2047 号林野庁通達により、農林水産業や生態系への被害防止のために、国有林野関係職員を捕獲従事者として選任し、市長と協議を行い安全管理に十分留意したうえで捕獲等を行う場合 キ わな猟免許を所持する者が、箱わな、くくりわなを自己の管理する農地（被害を受ける農地。ただし、当該農地内では効果的な捕獲等ができない場合にあつては、隣接する土地のうち当該農地に達する獣道など客観的に設置が必要と認められる場所を含む。）に設置してニホンジカ、イノシシの捕獲等を行う場合 ク 法人に対する銃器を使用しない許可であつて（銃器を止めさしで使用する場合を除く。）、次の（ア）から（エ）の要件を全て満たす場合 （ア） 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。 （イ） 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術及び安全性等が確保されていること。 （ウ） 免許を所持しない者は銃器を使用せず、わなの見回り、餌の交換、捕獲等の通報、誤作動した箱わなの再セット、免許所持者の監督下で行うわなの設置・撤去及び止めさしの補助のみに従事すること （エ） 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。 ② 使用する猟法に応じて、規則第 67 条第 2 項第 1 号と同等の損害賠償保険又は狩猟事故共済保険に加入していること。ただし、①のアからカに該当する場合はこの限りでない。 ③ 銃器を使用する場合は、原則として市内又は周辺に居住している者であること。ただし、広域捕獲等が必要な場合はこの限りでない。 ④ 過去において、狩猟事故及び狩猟関係法令の違反がないこと。
鳥獣の種類・数	現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次の①又は②のいずれかに該当する場合のみ対象とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りでない。 ① 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は、個体の捕獲等だけでは目的が達成できない場合 ② 建築物、鉄塔等の管理のため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等する場合 捕獲等の数は、被害の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合にはこの限りでない。 なお、予察捕獲の場合は、地域別予察表に掲載した予察捕獲対象種とし、同表により設定した捕獲上限数の範囲内とする。

期 間	被害が生じている時期のうち最も効果的に防除が実施できる時期において、地域の実情に応じて安全に配慮した適切な期間とする。ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合はこの限りでない。 予察捕獲の場合は、地域別予察表により、被害の内容に応じて被害発生前も含めた適切な時期の必要最小限の期間とする。 なお、捕獲等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。 また、狩猟期間中の捕獲等については一般の狩猟と誤認されることのないよう、狩猟期間の前後各 15 日間の捕獲等については、狩猟期間の延長と誤認されたり、捕獲行為が行われていないと誤認されて事故が生じたりすることのないよう、当該期間に捕獲等を実施する必要性を十分に審査するとともに、許可する場合には、周辺住民等関係者への事前周知を徹底させるものとする。 期間の上限は、対象種及び捕獲方法に応じて下表のとおりとする。
区 域	被害の発生状況及び捕獲等の対象鳥獣の行動圏域を踏まえて、被害の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、必要かつ適切な範囲とする。 被害が複数の市町にまたがって発生する場合は、被害の状況に応じ、市町を越えた広域的な共同捕獲等や捕獲実施期間の連携を行うなど、申請者や関係機関に助言するものとする。 鳥獣保護区、休猟区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域における捕獲等は、鳥獣の保護及び管理の適正な実施の観点から、効率的な方法により実施するよう指導するとともに、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。 特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。 銃器に係る特定猟具使用禁止区域での銃による捕獲等をやむを得ず行う場合は、必要最小限の区域及び期間とし、安全性の確保に万全の措置を講じさせることとする。
方 法	次のとおりとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 ① 原則として、法第 36 条に規定する危険猟法以外の方法とする。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、安全性が確保できるものであり、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつてはこの限りでない。 ② 空気銃を使用した捕獲等は、半矢の危険性があるため、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザルについては原則として認めない。ただし、取り逃がす危険性のない状況において、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲等に使用する場合はこの限りでない。 ③ 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導するとともに、法第 15 条による鉛散弾の使用禁止区域においては、原則として鉛散弾の使用を認めないものとする。 ④ 個人に対する許可の場合、銃器の使用は認めない。ただし、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの止めさしで使用する場合はこの限りでない（下表のとおり）。

【表】 有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の許可期間の上限及び許可対象者

対象種	方法	期間（上限） （※１）	許可対象者	
			法人	個人
カルガモ・キジバト・ヒヨドリ・スズメ・ムクドリ	銃器	60日	○	
	銃器以外	60日	○	○
ハシボソガラス・ハシブトガラス・ドバト	銃器	60日	○	
	銃器・捕獲檻以外	60日	○	○
	捕獲檻	180日	○	○
ノウサギ・タヌキ・キツネ・イタチ（オス）	銃器	31日	○	
	銃器以外	60日	○	○
特定外来鳥獣（タイワンリス・アライグマ・ミンク・ヌートリア等）	銃器	31日	○	
	銃器以外	1年	○	○
ハクビシン・ノイヌ・ノネコ	銃器	31日	○	
	銃器以外	1年	○	○
ニホンザル	銃器	90日又は1年 （※２）	○	（※３）
	銃器以外	90日又は1年 （※２）	○	○
ニホンジカ、イノシシ	銃器	1年	○	（※３）
	銃器以外	1年	○	○
ツキノワグマ	銃器・わな	20日	○	
ネズミ・モグラ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く）	銃器以外	180日	○	○
カワウ	銃器	90日	○	
	銃器以外（※４）	90日	○	
上記以外の鳥類	銃器	20日	○	
	銃器以外	31日	○	○
上記以外の獣類	銃器	20日	○	
	銃器以外	31日	○	
ハシボソガラス・ハシブトガラス・ドバト・カワウのひなの捕獲等又は卵の採取等		180日	○	○
上記以外の鳥類のひなの捕獲等又は卵の採取等		31日	○	○

※１ 銃器及び銃器以外の方法を併用する場合は、銃器の方法による期間を上限とする。

※２ ニホンザルについては、恒常的に被害が発生している場合に限り、許可期間（上限）を１年とする。

※３ 個人の場合は止めさしに限り認めるものとする。

※４ カワウをわなで捕獲等する許可については、錯誤捕獲等の発生状況等に問題が生じないことが確認されるまでの間は、試験的な取扱いとする。

第8 その他特別の事由を目的とする捕獲等の許可基準

第2章に定めるもののほか、目的ごとに、原則として次の基準を満たす場合に許可するものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区 域	方 法
博物館、動物園 その他これに 類する施設に おける展示の 目的	博物館、動物園等の公 共施設の飼育・研究者 又はこれらの者から依 頼を受けた者	展示の目的を達成す るために必要な種類 及び数（羽、頭、個）	6 か 月 以 内	規則第7条第1 項第7号イから チまでに掲げる 区域は除く。	禁止猟法は 認めない。
養殖している 鳥類の過度の 近親交配の防 止の目的	鳥類の養殖を行ってい る者又はこれらの者か ら依頼を受けた者で、 県内に在住する者	人工養殖が可能と認 められる種類である こと。過度の近親交配 の防止に必要な数 （羽、個）とし、放鳥 を目的とする養殖の 場合は放鳥予定地の 個体とする。	6 か 月 以 内	規則第7条第1 項第7号イから チまでに掲げる 区域は除く。	網、わな又 は手捕り
伝統的な祭礼 行事等に用い る目的	祭礼行事、伝統的生活 様式の継承に係る行為 （いずれも、現在まで 継続的に実施されてき たものに限る。）の関係 者又はこれらの者から 依頼を受けた者（登録 狩猟や他の目的での捕 獲等により、当該行事 等の趣旨が達成できる 場合を除く。）	伝統的な祭礼行事等 に用いる目的を達成 するために必要な数 （羽、頭、個）。捕獲 し、行事等に用いた後 は放鳥獣とする（致死 させる事によらなけ れば行事等の趣旨を 達成できない場合を 除く。）。	30 日 以 内	規則第7条第1 項第7号イから チまでに掲げる 区域は除く。	禁止猟法は 認めない。
その他公益上 の必要がある と認められる 目的	捕獲等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。 なお、環境教育、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。 特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。				

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「鹿沼市有害鳥獣捕獲等許可取扱要領」（平成 27 年 5 月 29 日施行）、
「鹿沼市個体数調整鳥獣捕獲等許可取扱要領」（平成 27 年 5 月 29 日施行）（以下、これらを合
わせて「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要領の施行日前に受理した申請については、旧要領により処理するものとする。
- 4 この要領の施行の際、現に旧要領により許可しているものについては、この要領により許可
したものとみなす。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の無許可又は許可条件違反に対する措置命令	環 No. 149
根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 1 項	
処分基準	関係条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項及び第 5 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 生態系の保護のため必要があると認めるとき。 (3) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域（社寺境内、墓地）の静穏の保持のため必要があると認めるとき。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 12 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の取消し	環 No. 152
----------	--	-------------------------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 1 0 条第 2 項	
処分基準	関係条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。 (1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 生態系の保護のため必要があると認めるとき。 (3) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域(社寺境内、墓地)の静穏の保持のため必要があると認めるとき。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		鳥獣飼養の登録を受けた者に対する措置命令	環 No. 157
----------	--	----------------------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 2 条第 1 項	
処分基準	関係条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 1 9 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養の登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	鳥獣飼養の登録の取消し	環 No. 158
----------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 2 条第 2 項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養の登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容		鳥獣の販売に関する措置命令	環 No. 160
----------	--	---------------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 4 条第 9 項	
処分基準	関係条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 3 条及び第 2 4 条第 4 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 都道府県知事は、2 の規定に違反し、又は販売禁止鳥獣等の保護のため必要があると認め、その許可に付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (1) 2 に規定する鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 生態系の保護のため必要があると認めるとき。 2 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣（その加工品であって環境省令で定めるもの及び繁殖したものを含む。）又は鳥類の卵であって環境省令で定めるもの（「販売禁止鳥獣等」という。）は、販売してはならない。ただし、許可を受けて販売する場合は、この限りでない。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	販売禁止鳥獣等の販売許可の取消し	環 No. 161
----------	------------------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 4 条第 1 0 項
処分基準	関係条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 4 条第 9 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次の各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。 (1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 生態系の保護のため必要があると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	行為の中止又は原状回復等の命令	環 No. 163
----------	-----------------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第30条第2項
処分基準	関係条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項及び第10項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のために必要があると認めるときは、前条第7項(2参照)の規定に違反した者又は同条第10項(3参照)の規定により付された条件に違反した者に対し、これらの保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 第29条第7項の規定 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第1項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。)にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。 (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 (2) 水面を埋め立て、又は干拓すること。 (3) 木竹を伐採すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。 3 第29条第10項の規定 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のために必要があると認めるときは、第7項の許可に条件を付することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

環境部 環境保全課

不利益処分の内容	猟区の認可の取消し	環 No. 167
----------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 2 条第 1 項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護その他公益上の必要があると認めるときは、猟区の認可を取り消すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。